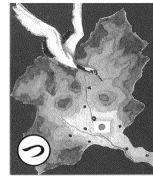




県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

平成31年4月9日(火) 第9689号

目次

ページ

規則

- 群馬県医療法施行細則の一部を改正する規則(医務課) 2
- 群馬県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則(農村整備課) 9

公告

- 土地改良区役員の就退任の届出(農村整備課) 15
- 土地改良区清算人の退任の届出(同) 15
- 土地改良事業計画の決定に係る縦覧(同) 15

落札

- 落札者等の決定(会計課) 16
- 同 16
- 同(病院局総務課) 17

■ 規 則

群馬県医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年四月九日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県規則第二十七号

群馬県医療法施行細則の一部を改正する規則

群馬県医療法施行細則(昭和四十二年群馬県規則第五十号)の一部を次のように改正する。

第四条の表法第十六条の項中「医師宿直免除許可申請書」を「病院医師宿直免除申請書」に改める。

別記様式第八号の三(その2)及び(その3)を次のように改める。

(その2)

6 従業員定員(当該病床が一般病床のみの場合は不要)

従業員	定員	現員
医師		
歯科医師		
薬剤師		
看護師		
助産師		
看護補助者		
栄養士	()	()
診療放射線技師		
臨床検査技師		
理学療法士		
作業療法士		

従業員	定員	現員
言語聴覚士		
精神保健福祉士		
義肢装具士		
視能訓練士		
臨床工学技士		
歯科衛生士		
歯科技工士		
調理員		
事務員		
その他		
合計		

注 1) 准看護師、診療エックス線技師及び衛生検査技師は、それぞれ看護師、診療放射線技師及び臨床検査技師の欄に計上すること。

2) 栄養士欄の()には、管理栄養士に係る員数を再掲すること。

3) 定員及び現員は、常勤職員の数に、非常勤職員の数をその勤務時間に応じて常勤職員数に換算した数(1未満にあつては1、1以上にあつては小数点以下を切り捨てること。)を加えた値を記載すること。

なお、現員は、申請の時点において現に従事する職員について、記載すること。

4) 診療所病床の設置に当たり、別途、医療法第7条第1項若しくは第2項の規定により知事の許可を受け、又は同法第8条若しくは同法施行令第4条第3項の規定により知事に届け出なければならないときは、本件申請内容と当該許可又は届出の内容との整合性に留意すること。

7 施設の有無及び構造設備の概要(当該病床が一般病床のみの場合は不要)

(1) 機能訓練室(有・無)

主たる設備及び器具等	
その他	・床面積 m^2

(2) 食堂(有・無)

主たる設備及び消毒器械等	
その他	・床面積 m^2 ・療養病床の入院患者1人当たりの床面積 m^2

(その3)

(3) 浴室 (有・無)

主たる設備及び器具等	
その他	・床面積 m^2 ・特殊浴槽 (有・無)

(4) 談話室 (有・無)

主たる設備及び器具等	
その他	・床面積 m^2 ・専用、共用の別 (専用・共用 (共用する室:))

注 面積は、小数点以下第2位まで記載すること。

8 病床数 (病床種別病床数、各病室の病床数及び定床別病床数)

(1) 病床種別病床数 (床)

種別	療養	一般	計
病床数			

注 病床数又は床面積に関して経過措置の適用を受けるものの病床数を()書で再掲すること。

(2) 各病室の病床数

建物名	階	病床区分	病室名	病床数	床面積 (m^2)	1人当たり床面積 (m^2)

注 床面積は、内法により測定した面積 (小数点以下第2位まで) を記載すること。

(3) 定床別病床数

定床区分	療養	一般	区分計	病床数
1床室				
2床室				
床室				
計				

別記様式第八号の三に次のように加える。

(その4)

9 病床種別1日平均入院患者数見込み

種別	療養	一般	計
入院患者計			

10 1日平均外来患者数見込み

_____人

11 従業員名簿

職種	氏名	免許		就職 年月日	常勤・ 非常勤 の別	1週間の 勤務時間	常勤 換算数
		登録年月日	登録番号				

注 1) 免許登録年月日及び登録番号の欄については、免許の必要な職種についてのみ記載すること。

2) 記載欄が不足する場合は、別紙に記載すること。

3) 常勤換算数は、職種ごとに小計を記載すること。

12 添付書類一覧

(1) 敷地周囲の見取図

・住宅地図等開設地付近の状況が分かるもの

(2) 敷地平面図(建物配置図)

・敷地の形状と建築物の位置関係が分かるもの

(3) 建物平面図(原則縮尺200分の1)

・各部屋の用途ごとに部屋の名称、面積、寸法等を記載

・病室は、各部屋ごとの病床数及び病床種別を記載

・各廊下ごとの最狭部の廊下幅を記載

・病室の面積、廊下幅等で経過措置の適用を受ける場合は、当該経過措置適用部分を明示

・介護施設、個人住宅等と兼用の場合は、診療所の範囲を明示

(4) 入院患者の看護等の業務を担当する看護師、准看護師及び看護補助者に係る勤務計画(勤務表)

別記様式第十一号中「療養病床に係る病床数の減床」の次に「又は各病室の病床数の変更」を加え、「3 診療所病床設置届出事項一部変更届(医療法施行令第4条第2項)」を「3 診療所病床設置届出事項一部変更届(医療法施行令第4条第2項)」を「従業員定員 建物の構造概要及び平面図」に改める。

別記様式第十八号を次のように改める。

別記様式第18号(規格A4)(第4条関係)

病院医師宿直免除申請書

年 月 日

群馬県知事 あて

住所()
 管理者
 氏名(印)

医療法施行規則第9条の15の2の規定により病院に医師を宿直させないことについて次のとおり申請します。

病 院 の 名 称						
開 設 の 場 所						
電 話 番 号						
診 療 科 目						
病 床 数	一 般	療 養	精 神	結 核	感 染 症	合 計
	床	床	床	床	床	床
病院に医師を宿直させない理由						
医師が速やかに診療を行える体制の確保状況について	連 絡 体 制					
	連絡を受ける医師の場所					
	医師が適切な診療を行える状態の確保の有無	有 ・ 無				

注 「医師が適切な診療を行える状態の確保の有無」について、「有」とした場合には当該事項が確認できる医療機関内の規程や内規等を添付すること。

別記様式第三十一号、別記様式第三十一号の二及び別記様式第三十一号の四中「又は介護老人保健施設」を「介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。
別記様式第三十二号中「又は介護老人保健施設」を「介護老人保健施設又は介護医療院」に、「若しくは介護老人保健施設」を「介護老人保健施設若しくは介護医療院」に改める。

別記様式第三十四号から別記様式第三十四号の四までの規定、別記様式第三十六号の二及び別記様式第三十八号(その1)中「又は介護老人保健施設」を「介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県医療法施行細則の規定により提出されている書類は、改正後の同規則の相当規定により提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の群馬県医療法施行細則の規定により作成されている用紙があるときは、改正後の同規則の規定にかかわらず、当分の間、適宜補正して使用することができる。

群馬県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成三十一年四月九日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県規則第二十八号

群馬県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則(昭和四十五年群馬県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

群馬県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則

第一条中「群馬県営土地改良事業分担金徴収条例」を「群馬県営土地改良事業分担金等徴収条例」に、「第八条」を「第九条」に改める。

第二条の見出し中「分担金」を「分担金等」に改め、同条第一項中「又は第五条第一項」を削り、「分担金」を「分担金等」に改め、「条例第二条に規定する分担金にあつては」及び「条例第五条第一項に規定する分担金にあつては別記様式第一号の二により」を削り、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「分担金」を「分担金等」に、「条例第二条に規定する分担金」を「第一項の規定により通知したものに」、「条例第五条第一項に規定する分担金」を「前項の規定により通知したものに」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
2 条例第六条第一項の規定により知事が指定する県営土地改良事業にあつては、前項の規定により通知する際に併せて、特別徴収金の額その他の必要な事項を定めて、

別記様式第一号の二により、通知するものとする。
第七条を削る。

第六条の見出しを「(特別徴収金等の減免)」に改め、同条第一項中「第五条第三項」を「第七条」に、「分担金の納付を免除する」を「特別徴収金等の一部又は全部を免除できる」に、「次の各号に掲げる場合」を「次に掲げるとき」に、「分担金の返還をさせないことを相当と認めた」を「特に納付の必要がないものとして承認した」に改め、同項第三号中「前各号」を「前二号」に改め、同条第二項中「免除承認」を「免除の承認を受けようとする者」に、「別記様式第三号」を「別記様式第六号」に改め、同条を第八条とする。

第五条第一項中「第五条第三項の規定による」を「第七条の規定による」に改め、「面積は」の下に「次の各号に掲げる事業の区分に応じ」を加え、「行なう」を「行う」に、「が次の」を「について、当該」に改め、同項第一号中「開拓パイロット事業については十アール未満」を「開拓パイロット事業 十アール」に改め、同項第二号中「たん水防除事業については、当該事業」を「たん水防除事業 当該事業」に、「こえる」を「超える」に、「十ヘクタール未満」を「十ヘクタール」に改め、同条第二項中「前項第二号」を「第一項第二号」に、「次の各号」を「次」に、「転用は」を「転用には」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加え、同条を第七条とする。

2 前項第一号の規定は、ほ場整備事業における土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三の規定により行う県営土地改良事業の施行に係る地域内の転用には適用しない。

第四条中「第五条第一項」を「第六条第一項」に、「次の各号」を「次」に改め、同条を第六条とし、第三条の次に次の二条を加える。

(分担金等の納入額等の変更及び減免)

第四条 条例第五条の規定により分担金等の額及び納入期日を変更し、又は分担金等の一部若しくは全部の免除を受けようとする者は、別記様式第三号による申請書を提出しなければならない。

(特別徴収金等の額等の決定通知)

第五条 条例第六条の規定による特別徴収金等の徴収を決定したときは、別記様式第四号により、その旨を通知するものとする。

2 知事は、前項の規定により通知した後特別徴収金等の額を変更したときは、別記様式第五号により、その旨を通知するものとする。

本則に次の一条を加える。

(延滞金の減免)

第九条 条例第八条第二項の規定による延滞金の一部又は全部の免除を受けようとする者は、別記様式第七号による申請書を提出しなければならない。

別記様式第一号中「分担金」を「分担金等」に改める。
別記様式第一号の二中「県営土地改良事業分担金」を「県営土地改良事業分担金等」に、「第2条第1項」を「第2条第2項」に、「第2条に規定する分担金」を「第2条に規定する分担金等」に、「(3)分担金」を「(3)分担金等」に、「第2条に規定する分担金等」を「(3)分担金等」に改める。

5条第1項に規定する分担金」や「第6条第1項に規定する特別徴収金又は同条第2項に規定する特別徴収金に相当する金銭」並びに「年度事業費」や「年度分担金」

円 並びに「年度事業費」や「年度特別徴収金又は特別徴収金に相当する金銭」

「第4条各号」や「第6条各号」並びに「の土地の全部又は一部が当該県営土地改良事業の工事の完了の公告に記載された工事の完了の日の属する年度の翌年度（その年度が到来する前の年度を知らず指定したときは、その指定した年度）から起算して8年を経過しない間に農地以外への転用が行われる場合又は当該県営土地改良事業により畑として区画形質が変更され、若しくは造成された農地についての開田が行われる場合に、当該転用又は開田に係る土地の面積に応じた額（農地の農地以外への転用が行われる場合において当該転用に伴い遊休化する施設を目的外用途に活用することにより生ずる収入があるときは、当該収入額のうち当該転用に係る土地に係るものを差し引いた額）を分担金」や「にある土地につき同法第113条の規定する資格を有する者が、当該県営土地改良事業の工事の完了の日の属する年度の翌年度（その指定した日）の属する年度の翌年度（その年度が到来する前の年度を知らず指定したときは、その指定した年度）の初日から起算して8年を経過する日までの間に、当該土地を当該県営土地改良事業の計画において予定する用途以外の用途に供するため所有権の移転等（所有権の移転又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転をいう。）をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、群馬県営土地改良事業分担金等徴収条例第6条第3項の規定により算定された額を特別徴収金」並びに「第2条第2項」や「第2条第3項」並びに「第2条第2項」並びに「第2条第2項」

「第2条第2項」や「第2条第3項」並びに「第2条に規定する分担金」や「第2条に規定する分担金等」並びに「（3）分担金」や「（3）分担金等」並びに「第5条第1項に規定する分担金」や「第6条第1項に規定する特別徴収金又は同条第2項に規定する特別徴収金に相当する金銭」並びに「（1）年度事業費」

「（1）年度事業費」並びに「（2）年度分担金」

「（2）年度特別徴収金又は特別徴収金に相当する金銭」並びに「第4条各号」や「第6条各号」並びに「の土地の全部又は一部が当該県営土地改良事業の工事の完了の公告に記載された工事の完了の日の属する年度の翌年度（その年度が到来する前の年度を知らず指定したときは、その指定した年度）から起算して8年を経過しない間に農地以外への転用が行わ

れる場合又は当該県営土地改良事業により畑として区画形質が変更され、若しくは造成された農地についての開田が行われる場合に、当該転用又は開田に係る土地の面積に応じた額（農地の農地以外への転用が行われる場合において当該転用に伴い遊休化する施設を目的外用途に活用することにより生ずる収入があるときは、当該収入額のうち当該転用に係る土地に係るものを差し引いた額）を分担金」や「にある土地につき同法第113条の規定する資格を有する者が、当該県営土地改良事業の工事の完了の日の属する年度の翌年度（その指定した日）の属する年度の翌年度（その年度が到来する前の年度を知らず指定したときは、その指定した年度）の初日から起算して8年を経過する日までの間に、当該土地を当該県営土地改良事業の計画において予定する用途以外の用途に供するため所有権の移転等（所有権の移転又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転をいう。）をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、群馬県営土地改良事業分担金等徴収条例第6条第3項の規定により算定された額を特別徴収金」並びに「第7条関係」や「第4条関係」並びに「分担金」や「分担金等」

「第7条第1項」や「第4条」並びに「免除」や「減免」並びに「分担金未納額」や「分担金等又は特別徴収金等未納額」並びに「第7条第2項」や「第9条」並びに「する額」や「する額等」並びに「回撥金」や「回撥金未納額」

「第7条第2項」や「第9条」並びに「する額」や「する額等」並びに「回撥金」や「回撥金未納額」

別記様式第4号(規格A4)(第5条関係)

県営土地改良事業特別徴収金等決定通知書

第 号
年 月 日

様

群馬県知事

印

年度県営土地改良事業特別徴収金等を次のとおり決定したので、群馬県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則第5条第1項の規定により通知します。

群馬県営土地改良事業分担金等徴収条例第6条に規定する特別徴収金等

(1) 事業名	事業	地区
(2) 事業費	年度	円
(3) 特別徴収金等	年度	円

教示

- この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、群馬県知事に審査請求をすることができます(なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 審査請求に対する裁決を受けた場合に限り、その裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、群馬県を被告として(訴訟において群馬県を代表する者は、群馬県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記様式第5号(規格A4)(第5条関係)

県営土地改良事業特別徴収金等変更通知書

第 号
年 月 日

様

群馬県知事

印

年 月 付け(第 号)で通知をした 年度県営土地改良事業特別徴収金等を次のとおり変更したので、群馬県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則第5条第2項の規定により通知します。

群馬県営土地改良事業分担金等徴収条例第6条に規定する特別徴収金等

(1) 事業名	事業名	地区
(2) 事業費	円 円	
(3) 特別徴収金等	円 円	

教示

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、群馬県知事に審査請求をすることができます(なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 審査請求に対する裁決を受けた場合に限り、その裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、群馬県を被告として(訴訟において群馬県を代表する者は、群馬県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - ① 審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記様式第6号(規格A4)(第8条関係)

特別徴収金等減免承認申請書

年 月 日

群馬県知事 へ

申請者住所

氏名

印

年 月 日付け(第 号)で通知を受けた群馬県営土地改良事業分
担金等徴収条例第6条の規定による特別徴収金等について、次のとおり減免を受けた
いので、群馬県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則第8条第2項の規定により
申請します。

1 特別徴収金等の減免を受けようとする額等

事業名	地区名	転用面積	転用面積に伴う 返還額	転用目的

2 減免を受けようとする理由

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の群馬県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則(以下「改正前の規則」という。)の規定による書類は、改正後の群馬県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則の規定により提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則の規定による用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

■ 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により次のとおり土地改良区役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成31年4月9日

群馬県知事 大澤 正 明

土地改良区名	理事 監事 の 別	区 分	役 員 氏 名	住 所
嬭恋	理 事	新 任	丸山義明	吾妻郡嬭恋村大字袋倉585番地
	同	退 任	松本義正	同 同 大字田代72番地

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により次のとおり清算法人行幸田北部土地改良区清算人等の退任の届出があったので、同法第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により公告する。

平成31年4月9日

群馬県知事 大澤 正 明

土地改良区名	清算人 監事 の 別	区 分	役 員 氏 名	住 所
行幸田北部	清算人	退 任	中島巖	渋川市行幸田790番地
	同	同	金井年雄	同 同 864番地1
	同	同	伊藤孝雄	同 同 927番地
	同	同	眞下裕	同 同 1078番地1
	同	同	伊藤清	同 同 1218番地1
	監 事	同	関口一行	同 同 747番地
	同	同	狩野仁一	同 同 1208番地1
	同	同	伊藤俊彦	同 同 1409番地

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営山子田土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成31年4月9日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成31年4月10日から同年5月16日まで
- 3 縦覧に供する場所 榛東村役場及び吉岡町役場

■ 落 札

次のとおり落札者を決定した。

平成31年4月9日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 排水ポンプ車 1台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県会計局会計課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日 平成31年3月28日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社第一テクノ群馬支店 群馬県前橋市元総社町二丁目23番地14
- 5 落札金額 52,920,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 平成31年2月15日

次のとおり落札者を決定した。

平成31年4月9日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 落札に係る物品等の名称、予定数量及び落札金額

購入物品	予定数量	落札金額
Canon LBP9510C用トナーカートリッジ及び回収トナーボックス		
ア トナーカートリッジ(ブラック)(大容量)	854本	20,900円/本
イ トナーカートリッジ(イエロー)(大容量)	261本	23,750円/本
ウ トナーカートリッジ(マゼンタ)(大容量)	255本	23,750円/本
エ トナーカートリッジ(シアン)(大容量)	289本	23,750円/本
オ トナーカートリッジ(ブラック)(通常容量)	2本	13,500円/本
カ トナーカートリッジ(イエロー)(通常容量)	5本	18,200円/本
キ トナーカートリッジ(マゼンタ)(通常容量)	3本	18,200円/本
ク トナーカートリッジ(シアン)(通常容量)	5本	18,200円/本
ケ 回収トナーボックス	84本	3,300円/本

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県会計局会計課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日 平成31年3月28日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社両毛システムズ 群馬県桐生市広沢町三丁目4025番地

- 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 6 入札公告をした日 平成31年2月15日

次のとおり落札者を決定した。

平成31年4月9日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 落札に係る物品等の名称及び予定数量 A重油(JIS1種1号) 697,000リットル
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県病院局総務課病院改革係 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日 平成31年3月27日
- 4 落札者の名称及び所在地 カナイ石油株式会社 群馬県桐生市広沢町1-2523
- 5 落札金額 66,30円(1リットル当たり)
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 平成31年2月12日
- 8 契約方法 単価契約

毎週火、金曜日発行

発行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
